小平市建築基準法施行細則(令和2年小平市規則第26号。以下「規則」とい | 小平市建築基準法施行細則(令和2年小平市規則第26号。以下「規則」とい う。)第14条第1項及び第2項の規定に基づき、市長が別に定める調査の項目、 方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定め

ア 調杏項目 イ 調杏方法 ウ 判定其準

る。

## 別表

		ノ前	]	1 調宜万伝	リ 刊止基準
1から	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3まで					
4 建		(略)	(略)	(略)	(略)
築物	から				
の内	(34)				
部	まで				
	(35)	照明器	照明器	必要に応じて双眼鏡等	照明器具又は懸垂
		具、懸	具、懸		
		垂物等		認し又は触診により確	腐食、緩み、変形
			の落下	認する。	等があること。
			防止対		
			策の状		
			況		
	(36)			目視により確認する。	防火設備又は戸の
			備又は		閉鎖に支障がある
			戸の閉		こと。
			鎖の障		
			害とな		
			る照明		
			器具、		
			懸垂物		
			等の状		

う。)第14条第1項及び第2項の規定に基づき、市長が別に定める調査の項目、 方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定め、令和3年4月1日 から施行する。

旧

## 別表

		ア調	査項目	イ 調査方法	ウ 判定基準
1から 3まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4 築 の 部	から	(略)	(略)	(略)	(略)
	(35)	照明器 具、懸 垂物等	具、懸	認し又は触診により確	物に著しいさび、
	(36)		防備戸鎖害る器懸等火又ののと照具垂の設は閉障な明、物状	目視により確認する。	防火設備又は戸の 閉鎖に支障がある こと。

		況		
(37)	警報設	警報設	目視及び設計図書等に	令第110条の5の規
	備	備の設	より確認する。ただし	定に適合しないこ
		置の状	、6月以内に実施した	<u>と。</u>
		<u>況</u>	消防法(昭和23年法律	
			第186号) 第17条の3の3	
			<u>の規定に基づく点検(</u> 以下「消防法に基づく	
			<u> </u>	
			録がある場合にあって	
			は、当該記録により確	
			認することで足りる。	
(38)		警報設	目視により確認する。	警報設備に著しい
		備の劣	ただし、6月以内に実	
		<u>化及び</u> 損傷の	施した消防法に基づく 点検の記録がある場合	等があること。
		状況	<u> </u>	
		1/\tu_	により確認することで	
			足りる。	
(39)	居室の	(略)	(略)	(略)
(40)	採光及	(略)	(略)	(略)
	採光及 び換気		(略) (略)	(略)
(40)		(略)		1 111
(40) (41)		(略) (略) (略) 換気設	(略) (略) 各階の主要な換気設備	(略)
(40) (41) (42)		(略) (略) (略) 換気設備の作	(略) (略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。た	(略)
(40) (41) (42)		(略) (略) (略) (略) 換気設備の状	(略) (略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。た だし、3年以内に実施	(略)
(40) (41) (42)		(略) (略) (略) 換気設備の作	(略) (略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。た だし、3年以内に実施 した法第12条第3項	(略)
(40) (41) (42)		(略) (略) (略) (略) 換気設備の状	(略) (略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。た だし、3年以内に実施 した法第12条第3項 の規定に基づく <u>検査(</u>	(略)
(40) (41) (42)		(略) (略) (略) (略) 換気設備の状	(略) (略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。た だし、3年以内に実施 した法第12条第3項	(略)
(40) (41) (42)		(略) (略) (略) (略) 換気設備の状	(略) (略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。た だし、3年以内に実施 した法第12条第3項 の規定に基づく <u>検査(</u> <u>以下「定期検査」とい</u> う。) の記録がある 場合にあっては、当該	(略)
(40) (41) (42)		(略) (略) (略) (略) 換気設備の状	(略) (略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項 した法第12条第3項 の規定に基づく <u>検査</u> しい方。)の記録検査」という。 場合にあっては、当該記録により確認するこ	(略)
(40) (41) (42) (43)		(略) (略) (略) 換気のの 携備動況	(略) (略) (略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項の規定に基づく検査(以下「定期検査」という。) 切合にあっては、あっては、当該記録により確認することで足りる。	(略)
(40) (41) (42)		(略) (略) (略) (略) 換気設備の状	(略) (略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項 した法第12条第3項 の規定に基づく <u>検査</u> しい方。)の記録検査」という。 場合にあっては、当該記録により確認するこ	(略)

		況		
(0.5)	日中の	(m/z )	/ m/r \	/ m/z \
<u>(37)</u>	居室の	(略)	(略)	(略)
/>		(略)	(略)	(略)
(38)	採光及で換気		()	
(39)	保充及び換気	(略)	(略)	(略)
(39) (40)		(略)	(略)	(略)
(39)		(略) (略) 換気設	(略) 各階の主要な換気設備	(略)
(39) (40)		(略) (略) 換気設備の作	(略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。た	(略)
(39) (40)		(略) (略) 換気設備の作動の状	(略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。た だし、3年以内に実施	(略)
(39) (40)		(略) (略) 換気設備の作	(略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。た だし、3年以内に実施 した法第12条第3項	(略)
(39) (40)		(略) (略) 換気設備の作動の状	(略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。た だし、3年以内に実施 した法第12条第3項 の規定に基づく <u>検査(</u>	(略)
(39) (40)		(略) (略) 換気設備の作動の状	(略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。た だし、3年以内に実施 した法第12条第3項 の規定に基づく <u>検査(</u> 以下「定期検査」とい	(略)
(39) (40)		(略) (略) 換気設備の作動の状	(略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。た だし、3年以内に実施 した法第12条第3項 の規定に基づく <u>検査(</u>	(略)
(39) (40)		(略) (略) 換気設備の作動の状	(略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。た だし、3年以内に実施 した法第12条第3項 の規定に基づく <u>検査(</u> 以下「定期検査」とい う。)等の記録がある 場合にあっては、当該	(略)
(39) (40)		(略) (略) 換気設備の作動の状	(略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。た だし、3年以内に実施 した法第12条第3項 の規定に基づく検査( 以下「定期検査」とい う。)等の記録がある 場合にあっては、当該 記録により確認するこ	(略)
(39) (40)		(略) (略) 換気の散備動の状	(略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。た だし、3年以内に実施 した法第12条第3項 の規定に基づく <u>検査(</u> 以下「定期検査」とい う。)等の記録がある 場合にあっては、当該	(略) (略) (略)
(39) (40)		(略) (略) 換気設備の作動の状	(略) 各階の主要な換気設備 の作動を確認する。た だし、3年以内に実施 した法第12条第3項 の規定に基づく検査( 以下「定期検査」とい う。)等の記録がある 場合にあっては、当該 記録により確認するこ	(略)

	(46)			(略)	(略)	(略)
	(47)			(略)	(略)	(略)
	(48)			(略)	(略)	(略)
5 避	(1)	(∄	格)	(略)	(略)	(略)
難 施	から				. ,	
設等	(12)					
	まで					
	(13)	階	(略	(略)	(略)	(略)
	から	段	)			
	(20) まで					
	(21)		特	(略)	(略)	(略)
	(ZI) 及び		別	(竹台)	(石里)	(単分)
	(22)		避			
	(23)		難	付室等	各階の主要な排煙設備	
			階		の作動を確認する。た	
			段		だし、3年以内に実施	
					した <u>定期検査</u> の記録	
				状況	がある場合にあっては	
					、当該記録により確認	
	(0.4)			(略)	することで足りる。 (略)	(m&)
	(24) 及び			(哈)	(呼)	(略)
	(25)					
	(26)	排	防	(略)	(略)	(略)
	及び	煙	煙	. ,		
	(27)	設	壁			
	(28)	備		可動式	各階の主要な可動式防	(略)
		等		防煙壁	煙壁の作動を確認する	
				の作動	。ただし、3年以内に	
				の状況	実施した <u>定期検査</u> の 記録がある場合にあっ	
					に球がめる場合にあっ ては、当該記録により	
					確認することで足りる	

I	7	1		(-4.)	(=6)	(-1-)
	(44)			(略)	(略)	(略)
	(45)			(略)	(略)	(略)
	(46)			(略)	(略)	(略)
5 避	(1)	(∄	佫)	(略)	(略)	(略)
難 施	から					
設等	(12)					
	まで		L 20. 4	4	((.)	((.)
	(13)	階	(略	(略)	(略)	(略)
	から	段	)			
	(20) まで					
	(21)		特	(略)	(略)	(略)
	(Z1) 及び		別	(中口)	("")	(四十)
	(22)		避			
	(23)		難	付室等	各階の主要な排煙設備	
			階		の作動を確認する。た	
			段		だし、3年以内に実施	
				作動の		
				状況	がある場合にあっては	
					、当該記録により確認	
	(0.1)			/m++	することで足りる。	(mfr)
	(24)			(略)	(略)	(略)
	及び (25)					
	(26)	排	防	(略)	(略)	(略)
	及び	煙	煙	(40)	(PD)	(40)
	(27)	設	壁			
	(28)	備		可動式	各階の主要な可動式防	(略)
		等		防煙壁	煙壁の作動を確認する	
				の作動	。ただし、3年以内に	
				の状況	実施した定期検査等の	
					記録がある場合にあっ	
					ては、当該記録により	
					確認することで足りる	
	(20)		+H+	(四夕)	o / m々 \	(m\z\
	(29)		排	(略)	(略)	(略)

(30)		煙設備	備の作	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
(31)			(略)	(略)	(略)
(32) 及び (33)	その他	(略	(略)	(略)	(略)
(34) 及び (35)	の設備	非常用	(略)	(略)	(略)
(36)	等	エレベーター	ビー等の排煙 の備の	各階の主要な排煙設備 の作動を確認する。た だし、3年以内に実施 した <u>定期検査</u> の記録 がある場合にあっては 、当該記録により確認 することで足りる。	(略)
(37) 及び (38)			(略)	(略)	(略)
(39)			エレベーター の状況	非常用エレベーターの 作動を確認する。ただし、3年以内に実施した <u>定期検査</u> の記録が ある場合にあっては、 当該記録により確認することで足りる。	(略)
(40)		非	(略)	(略)	(略)
(41)		常用の照明	の照明装置の	各階の主要な非常用の 照明装置の作動を確認 する。ただし、3年以 内に実施した <u>定期検査</u>	(略)

(30)		煙設備	備の作	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
(31)			(略)	(略)	(略)
(32) 及び	そのか	(略	(略)	(略)	(略)
(33) (34) 及び (35)	他の設備	非常用	(略)	(略)	(略)
(36)	等	スエレベーター	乗ビの設作状降一排備動況	の作動を確認する。た だし、3年以内に実施	(明各)
(37) 及び (38)			(略)	(略)	(略)
(39)			ー タ ー の 作 動 の状況	作動を確認する。ただし、3年以内に実施した <u>定期検査等</u> の記録がある場合にあっては、 当該記録により確認することで足りる。	(略)
(40)		非	(略)	(略)	(略)
(41)		常用の照明	非常用の装置の作動の	照明装置の作動を確認	(略)

			装置	状況	の記録がある場合に あっては、当該記録に より確認することで足 りる。	
	(42)			(略)	(略)	(略)
6 そ の他	(略)	(略	(略	(略)	(略)	(略)

別記様式(第12条関係)

その1及びその2 (略)

その3 別紙

その4 別紙

その5及びその6 (略)

別添1 別紙

別添2 (略)

					装置	状況	<u>等</u> の記録がある場合に あっては、当該記録に より確認することで足 りる。	
			(42)			(略)	(略)	(略)
Ī	6	そ	(略)	(略	(略	(略)	(略)	(略)
	0) f	也		)	)			

別記様式(第12条関係)

その1及びその2 (略)

その3 別紙

その4 別紙

その5及びその6 (略)

別添1 別紙

別添2 (略)